

学校（園）長

学校感染症に係る登校・登園に関する意見書

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第19条にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、平成 年 月 日 以降の

登校・登園が可能であると判断しました。

なお、学校感染症で欠席された場合、この意見書を提出すれば出席停止扱いとなります。

また、この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらった場合、意見書代が必要となる場合があります。

学		組		氏	
年				名	

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| 1、麻しん（はしか） | 9、腸管出血性大腸菌感染症 |
| 2、風しん | 10、流行性角結膜炎 |
| 3、水痘（みずぼうそう） | 11、急性出血性結膜炎 |
| 4、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 12、A群溶血性連鎖球菌咽頭炎（A群溶連菌感染症） |
| 5、百日咳 | 13、感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルスなど） |
| 6、咽頭結膜熱（プール熱） | 14、アデノウイルス咽頭炎（アデノウイルス感染症） |
| 7、結核 | 15、その他の感染症 |
| 8、インフルエンザ | （病名） |

○その他の感染症とは、必ずしも感染症法・学校保健安全法に規定された感染症に限らず、出席停止措置が望ましい疾患すべてが対象となります。

平成 年 月 日

医療機関：

診察医師：

医療機関へお願い

和泉市立小中学校、幼稚園および和泉市内の私立幼稚園では、学校感染症にかかった子どもが登校（園）するときは、この意見書を提出するよう指導しておりますので、よろしくお願ひします。（なお、この意見書代については、和泉市医師会に無料で協力を依頼しております）